

騒音及び振動に係る特定施設の届出要領

1. 届出の種類

	届出事項	騒音規制法	振動規制法	届出期限	未届又は虚偽の届出の罰則
1	工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届（法第6条 - 様式第1）	特定施設設置届（法第6条 - 様式第1）	工事開始の30日前まで	騒音規制法第30条 5万円以下、振動規制法第26条 30万円以下の罰金
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合	特定施設使用届（法第7条 - 様式第2）	特定施設使用届（法第7条 - 様式第2）	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	騒音規制法第31条 3万円以下、振動規制法第27条 10万円以下の罰金
	一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合				
3	特定施設の種類の数を変更する場合 1	特定施設の種類の数変更届（法第8条 - 様式第3）	-	変更工事開始日の30日前まで	騒音規制法第31条 3万円以下の罰金
	特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合特定施設の使用の方法を変更する場合 2	-	特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届（法第8条 - 様式第3）		振動規制法第27条 10万円以下の罰金

	届出事項	騒音規制法	振動規制法	届出期限	未届又は虚偽の届出の罰則
4	騒音又は振動の防止の方法を変更する場合 3	騒音の防止の方法変更届（法第8条 - 様式第4）	振動の防止の方法変更届（法第8条 - 様式第4）	変更工事開始日の 30日前 まで	騒音規制法第31条 3万円 以下、振動規制法第27条 10万円 以下の罰金
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合 4	氏名等の変更届（法第10条 - 様式第6）	氏名等の変更届（法第10条 - 様式第6）	変更のあった日から 30日以内	騒音規制法第33条 1万円 以下、振動規制法第29条 3万円 以下の過料
6	工場又は事業場に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届（法第10条 - 様式第7）	特定施設使用全廃届（法第10条 - 様式第7）	使用を廃止した日から 30日以内	騒音規制法第33条 1万円 以下、振動規制法第29条 3万円 以下の過料
7	工場又は事業場に設置した特定施設のすべて（すべて又は一部）譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継届（法第11条 - 様式第8）	承継届（法第11条 - 様式第8）	承継があった日から 30日以内	騒音規制法第33条 1万円 以下、振動規制法第29条 3万円 以下の過料

- 1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合及び特定施設の種類に係る直近の届出により届出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。
- 2 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合及び使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時間の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。
- 3 防止方法の変更により騒音又は振動の大きさが増加しない場合は、届出の必要はありません。
- 4 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6の届出が必要になります。

2 . 指定地域

騒音規制法の 区域の区分	振動規制法の 区域の区分		都市計画の用途地域
第 1 種区域	第 1 種区域		第 1 種低層住宅専用地域 第 2 種低層住宅専用地域
第 2 種区域			第 1 種中高層住宅専用地域 第 2 種中高層住宅専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	第 2 種区域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域			工業地域

3 . 騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
(単位：デシベル)

時間の区分	区 域 の 区 分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼 間 午前 8 時から午後 6 時まで	5 0 以下	6 0 以下	6 5 以下	7 0 以下
朝 ・ 夕 午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	4 5 以下	5 0 以下	6 5 以下	7 0 以下
夜 間 午後 9 時から午前 6 時まで	4 0 以下	4 5 以下	5 5 以下	6 5 以下

4 . 振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 (単位：デシベル)

時間の区分	区 域 の 区 分		
	第 1 種区域	第 2 種区域 (一)	第 2 種区域 (二)
昼 間 午前 8 時から午後 7 時まで	6 0 以下	6 5 以下	7 0 以下
夜 間 午後 7 時から午前 8 時まで	5 5 以下	6 0 以下	6 5 以下

騒音規制法に基づく特定施設

騒音規制法施行令別表第一(第一条関係)

- 一 金属加工機械
 - イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
 - ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)
 - ヘ せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマリングマシン
 - リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 二 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 四 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 五 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)
 - ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)
- 六 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 七 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - ヘ かな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
- 八 抄紙機
- 九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 一〇 合成樹脂用射出成形機
- 一一 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

振動規制法に基づく特定施設

振動規制法施行令別表第一(第一条関係)

一 金属加工機械

イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ロ 機械プレス

ハ せん断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)

ニ 鍛造機

ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)

二 圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)

六 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

七 印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)

八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)

九 合成樹脂用射出成形機

十 鋳型造型機(ジヨルト式のものに限る。)